

乗越参事官

吉岡事務官

部長一読

3. 2. 19

第一部



参第 一一 号

参議院議員浜田聰君提出衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかつた旨の SNS 上の書き込みの真偽に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「質問通告が政府に届いていたか否か」及び「質問通告が政府に届いた時刻」については様々な解釈があり得ることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「質問通告」の在り方については、国会において御議論いただきたいと考えており、政府としてお答えすることは差し控えたい。

本質問主意書の処理

参 11 浜田 聰 議員

確定版

2月 15日（月）	正式転送
2月 17日（水）	内閣官房内閣総務官室へ 閣議資料等を提出
答弁 2月 19日（金）	閣議に付議 (閣議決定後国会へ提出)

※正式転送があるまでは提出者等との接触厳禁！(政府部内限り)

質問第一一號

衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかつた旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年二月九日

(内)

内
総務省

原

浜田聰

参議院議長 山東昭子 殿

衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかつた旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問主意書

令和三年一月二十八日の午後十一時に、Twitter上で、翌日の衆議院本会議の質問通告が一部の議員から出ておらず、全省庁省内待機となつてゐるが、業務合理化とは到底掛け離れており、このような議員に対して注意や処分は下されないのかという旨の河野大臣宛の書き込みがあつた。なお、当該書き込みは、その後間もなくして削除されている。

このような匿名の書き込みを扱うことに関しては慎重であるべきと考える。しかし、霞が関の働き方改革を進める上で、重要な問題であると考えるために、あえて書き込みの真偽等について質問する。

一 令和三年一月二十八日の午後十一時の時点で、翌日の衆議院本会議で質問に立つ予定の議員全員から質問通告が政府に届いていたか否か、政府として把握しているのか、伺いたい。

二 前記一について、政府として把握しているとすれば、令和三年一月二十九日の衆議院本会議で質問に立つ予定の議員全員から全ての質問通告が政府に届いた時刻は何時か、伺いたい。

三 いわゆる霞が関の働き方改革がいわれる中、本会議や委員会等の質問通告は、官僚が深夜・早朝まで答

三 (内)

- (内) 内総厚 (×モ) 内総厚 → 内

弁の準備に追われる」とがないよう早めに行なうことが国會議員にも求められていると考える。働き方改革の一環として、少なくとも前日の夜遅くに質問通告を行うような慣行は改めるべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

なお、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第一項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

参議院議員浜田聰君提出衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなか
った旨のＳＮＳ上の書き込みの真偽に関する質問主意書 参考資料集

目次

- 【用例】 ······ 1
・「様々な解釈があり得ることから、一概にお答えすることは困難である。」
・「国会において御議論いただきたいと考えており、お尋ねについて政府として
お答えすることは差し控えたい」

用例集

○問一及び二について

「様々な解釈があり得ることから、一概にお答えすることは困難である。」を引用している用例

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応ぶりの相違に係る説明等に関する再質問に対する答弁書（平成21年2月6日閣議決定 衆171-62）

（答弁）

一及び三について

御指摘の「影響」及び「外務省という組織並びに、現在、過去を問わず、同省に勤務し、同省に関わった職員の名誉、尊厳」には様々な解釈があり得ることから、一概にお答えすることは困難である。

（質問）

一 外務省は、「上杉論文」における②が週刊朝日という媒体により広く世間一般で読まれたことは、同省にどの様な影響を及ぼしたと認識しているか。右は、外務省という組織並びに、現在、過去を問わず、同省に勤務し、同省に関わった職員の名誉、尊厳を傷つけるものであったと認識しているか。

三 外務省は、「佐藤氏の指摘」が月刊現代等の媒体により広く世間一般で読まれたことは、同省にどの様な影響を及ぼしたと認識しているか。右は、外務省という組織並びに、現在、過去を問わず、同省に勤務し、同省に関わった職員の名誉、尊厳を傷つけるものであったと認識しているか。

○問三について

「国会において御議論いただきたいと考えており、お尋ねについて政府としてお答えすることは差し控えたい」を引用している用例

衆議院議員井坂信彦君提出厚生労働省再編案に関する質問に対する答弁書（平成28年6月2日閣議決定 衆190-295）

（答弁）

一の（二）について

お尋ねの「正常な質問通告の仕方」については、国会において御議論いただきたいと考えており、お尋ねについて政府としてお答えすることは差し控えたい。

(質問)

- 一 五月十三日の衆議院厚生労働委員会で塩崎大臣は、「深夜の質問通告とか、概要のみの質問通告とか、ツイッターで探さないと質問項目が立てられないとか、こういう異常な質問の通告の仕方というのも考えてもらわないといけませんし、大臣の答弁以外は一切認められないというのも、ほかの委員会にはない、少し変わった風習」と発言している。
 - (一) 厚生労働省の業務量が多い原因の一つとして、「国会審議における質問通告の在り方」が挙げられることは、政府の見解として理解しても良いのか。
 - (二) 塩崎大臣は、「異常な質問通告の仕方」という批判的な表現をしているが、政府の考える「正常な質問通告の仕方」とは、どのようなものか。



参議院議員浜田聰君提出衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかつた旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「質問通告が政府に届いていたか否か」及び「質問通告が政府に届いた時刻」については様々な解釈があり得ることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「質問通告」の在り方については、国会において御議論いただきたいと考えており、政府としてお答えすることは差し控えたい。

質問第一一號

衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかつた旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年二月九日

浜田聰

参議院議長 山東昭子 殿

衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかつた旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問主意書

令和三年一月二十八日の午後十一時に、Twitter上で、翌日の衆議院本会議の質問通告が一部の議員から出ておらず、全省庁省内待機となつてゐるが、業務合理化とは到底掛け離れており、このような議員に対して注意や処分は下されないのかという旨の河野大臣宛の書き込みがあつた。なお、当該書き込みは、その後間もなくして削除されている。

このような匿名の書き込みを扱うことに関しては慎重であるべきと考える。しかし、霞が関の働き方改革を進める上で、重要な問題であると考えるため、あえて書き込みの真偽等について質問する。

一 令和三年一月二十八日の午後十一時の時点で、翌日の衆議院本会議で質問に立つ予定の議員全員から質問通告が政府に届いていたか否か、政府として把握しているのか、伺いたい。

二 前記一について、政府として把握しているとすれば、令和三年一月二十九日の衆議院本会議で質問に立つ予定の議員全員から全ての質問通告が政府に届いた時刻は何時か、伺いたい。

三 いわゆる霞が関の働き方改革がいわれる中、本会議や委員会等の質問通告は、官僚が深夜・早朝まで答

弁の準備に迫られる」とがないよう早めに行うことが国會議員にも求められていると考える。働き方改革の一環として、少なくとも前日の夜遅くに質問通告を行うような慣行は改めるべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

なお、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第一項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。